

登録教習機関の変更登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定による「法人の代表者の氏名の変更の届出」があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	京第10号
登録教習機関の名称	一般社団法人日本クレーン協会
登録教習機関の住所	東京都江東区新木場1丁目11番7号
事務所の名称	一般社団法人日本クレーン協会 京都支部
事務所の所在地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター4階407号
変更する年月日	令和8年6月22日
変更事項	代表者の氏名の変更

変更前	代表者氏名：会長 森下 信
変更後	代表者氏名：会長 曄道 佳明

令和8年9月3日

京 都 労 働 局 長



※ 京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷としています。